

## 島根県デジタル拠点サービス提供者認定実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、島根県の地域住民や関係人口（以下「地域住民」という。）が主体的にデジタル技術等を活用して地域課題解決を図ることができるよう、以下①～④の取組（以下「サービス」という。）を島根県内の施設（拠点）を活用して実践する者に対し、「島根県デジタル拠点サービス提供者」として知事が認定するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

- ① 地域住民を対象に地域課題解決に資するデジタル技術等に関する知識習得のほか、デジタルデバインド対策やICTリテラシー向上を目的とした講座を提供すること。
- ② 地域課題解決、デジタルデバインド対策、ICTリテラシー向上などを目的に島根県が実施するデジタル活用講師育成事業を受講した者もしくは国が認定するデジタル推進委員と連携（共同企画、施設の貸与、機材の貸与等）して地域住民向けの講座を提供すること。
- ③ 島根県において地域課題解決に取り組む産官学民の団体・個人と連携（共同企画、施設の貸与、機材の貸与等）して地域住民向けの講座を提供すること。
- ④ 住民同士が地域課題解決、デジタルデバインド対策、ICTリテラシー向上に資するデジタル技術等について学び合う場（イベント等）を提供すること。

### (認定対象)

第2条 島根県デジタル拠点サービス提供者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 県税（延滞金を含む）を滞納していないこと。
- (3) 申請日において、島根県内の施設でサービスのいずれかの取組を開始していること。
- (4) サービスに資するデジタル機器を有していること。
- (5) 島根県が実施するデジタル活用講師育成事業を受講した者もしくは国が認定するデジタル推進委員が参画していること。
- (6) 地域課題解決に取り組む産官学民の団体・個人や島根県が実施するデジタル活用講師育成事業を受講した者もしくは国が認定するデジタル推進委員と連携してサービスを提供する意思があること。
- (7) 地域住民が学び合うためのスペース（イベント等が実施可能な収容人数5人以上のスペース）を確保していること。
- (8) 地域住民向けのサービスを、認定を受けた後最低でも3か月に1回程度、定期的開催する計画を有していること。
- (9) この要綱に基づく認定後、サービスの提供を1年間継続する計画を有すること。また、同一施設について過去にこの要綱に基づく認定を受けている場合は、当該過去の認定

期間の終了後に開始する計画であること。

- (10) サービスを利用する地域住民を特定の企業や団体等に属する者に限定していないこと。
- (11) 島根県が実施する広報、各種調査、事業実施時の会場の提供等に積極的に協力する意思があること。
- (12) 県が実施する「島根県デジタル拠点サービス提供者交流会（仮称）」に積極的に参加すること。
- (13) 第4条第1項に基づき島根県が認定した他のサービス提供者への情報の提供等の協力をする意思があること。
- (14) サービス提供拠点にインターネット設備等の環境を整備し、デジタルサービスの利用に支障がないようにしていること。
- (15) ICTリテラシー向上に資する情報機器類をサービス提供拠点に整備しており、利用者が使用できる環境にあること。
- (16) サービス提供拠点利用に際し、個人情報の適正な取扱いや、情報漏洩の防止策が講じられていること。
- (17) サービス提供拠点としての運用・活動を通して発生した事柄については、すべて当該拠点運営者の責任の下、対応する体制となっていること。
- (18) その他法令等に違反していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、島根県デジタル拠点サービス提供者に該当しないものとする。また、第5条に規定する認定期間終了までの間に新たに次の各号のいずれかに該当した場合は、将来にわたり資格を失うものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に規定する者
- (2) 代表者又は役員が暴力団員である者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に係る者
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (6) 公序良俗に反する等、知事が不相当と認める者

（申請）

第3条 この要綱に基づく認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、島根県デジタル拠点サービス提供者認定申請書（様式第1号）及び様式第1号が定める書類一式を知事に提出しなければならない。なお、上記の書類以外でその他知事が必要と認める書類が

ある場合は、その指示に従い併せて提出しなければならない。

(認定の審査等)

第4条 知事は、前条に規定する認定申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類審査及び必要な調査等を行い、その要件を満たすと認めるときは、認定する旨を島根県デジタル拠点サービス提供者認定通知書(様式第2号)により通知し、島根県デジタル拠点サービス提供者として認定されたことを県のホームページ等により公表することとする。

2 知事は、その要件を満たすと認めないときは、その旨を島根県デジタル拠点不認定通知書(様式第2号の2)により、速やかに申請者に通知するものとする。

3 第1項の審査に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

4 知事は、第1項の規定により認定する場合において、認定の目的を達成するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1) 計画に沿って、事業を円滑に遂行すること。

(2) 計画に変更が生じた場合又は計画の遂行が困難となった場合等においては、速やかに知事に報告してその指示に従うこと。

(3) その他この要綱の規定を遵守すること。

(認定期間)

第5条 この要綱に基づく認定の効力が継続する期間(以下「認定期間」という。)は、前条第1項に規定する認定日から1年間とする。

(計画の変更)

第6条 第4条第1項に規定する認定の通知を受けた者(以下「認定事業者」という。)が、認定期間中に計画を変更しようとするときは、計画変更承認申請書(様式第3号)及び、様式第3号に記載の書類一式を添付して知事に提出しなければならない。なお、上記の書類以外でその他知事が必要と認める書類がある場合は、その指示に従い併せて提出しなければならない。

(計画の変更承認)

第7条 知事は、前条の規定による計画変更承認申請書の提出があったときは、当該変更に係る書類等を審査し、これを承認したときは、計画変更承認通知書(様式第4号)により、又はこれを承認しないときは、その旨を計画変更不承認通知書(様式第4号の2)により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 前項の審査に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

(計画の廃止)

第8条 認定事業者は、計画を廃止する場合には、計画廃止承認申請書（様式第5号）及び様式第5号に記載の書類一式を添付して知事に提出しなければならない。なお、上記の書類以外でその他知事が必要と認める書類がある場合は、その指示に従い併せて提出しなければならない。

（計画の廃止承認）

第9条 知事は、前条の規定による計画廃止承認申請書の提出があったときは、当該廃止に係る書類等を審査し、これを承認したときは、計画廃止承認通知書（様式第6号）により、又はこれを承認しないときは、その旨を計画廃止不承認通知書（様式第6号の2）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（認定の更新）

第10条 認定事業者は、認定期間以降も引き続き認定を受けようとするときは、計画更新承認申請書（様式第7号）及び様式第7号に記載の書類一式を添付して知事に提出しなければならない。なお、上記の書類以外でその他知事が必要と認める書類がある場合は、その指示に従い併せて提出しなければならない。

2 前項の規定により更新を受ける認証の有効期間は、認定期間の満了した日から起算して3か月以内とする。

（認定の更新承認）

第11条 知事は、前条の規定による計画更新承認申請書の提出があったときは、当該更新に係る書類等を審査し、これを承認したときは、計画更新承認通知書（様式第8号）により、又はこれを承認しないときは、その旨を計画更新不承認通知書（様式第8号の2）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 前項の審査に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

（認定の取消し）

第12条 知事は、認定事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は認定取消通知書（様式第9号）により、その認定を取り消すことができる。

- （1）第2条第1項各号に規定する要件及び第4条第3項に規定する審査における基準を満たさなくなり、かつ改善が見込まれないと認められるとき。
- （2）第2条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- （3）計画に沿って運営しておらず、かつ改善が見込まれないと認められるとき。
- （4）その他知事が認定を不相当と認めるとき。

(計画の進捗報告)

第13条 認定事業者は、次項に定める時点での進捗報告を翌月末日までに、進捗報告書(様式第10号)及び様式第10号に記載の書類一式を添付して知事に提出しなければならない。

なお、上記の書類以外でその他知事が必要と認める書類がある場合は、その指示に従い併せて提出しなければならない。

2 前項に定める報告は、以下の時期までに提出しなければならない。

(1) 認定期間に属する各年度の9月末日

(2) 認定期間に属する各年度の末日

3 その他、島根県の求めに応じ、適宜、進捗報告を行うこととする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年10月20日から施行する。